



## あの頃に戻った、ひと時

1月11日に行われた成人式。第1部の式典に続き、第2部では、小・中学校時代の映像が上映されました。子どもの頃の自分に照れたり、先生からのメッセージに感動したり…。一瞬だけあの頃に戻った新成人たちは、思い出を胸に、大人への第一歩を踏み出しました。(関連記事 14 ページ)

### おもな内容

|                                  |  |          |
|----------------------------------|--|----------|
| 所得税および復興特別所得税の確定申告<br>町・都民税の申告受付 |  | 2・3      |
| みずほ伝言板                           | 平成 25 年度末の町の財政状況<br>平和のパネル展 ほか           | 4~11     |
| インフォメーション                        | 農林業センサスにご協力ください<br>町営・都営住宅入居者募集 ほか       | 12・13・16 |
| 福祉                               | 生活保護について<br>あすなる児童館 ほか                   | 17~21    |
| 教育委員会からのお知らせ                     | 町立小・中学校の入学通知書は届きましたか<br>瑞穂町郷土資料館 けやき館 ほか | 22~24    |



# 所得税および復興特別所得税の確定申告

平成26年分所得税および復興特別所得税の確定申告の税務署窓口での相談および申告受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までです(土・日曜日は除きます)が、2月22日(日)および3月1日(日)は、立川税務署で確定申告を受け付けます(青梅税務署では行っていません)。

## ●所得税および復興特別所得税の確定申告をしなければならない方

【事業所得や不動産所得などがある場合】  
 ◎平成26年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方  
 【サラリーマン等の給与所得者】  
 ◎平成26年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方  
 ◎給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方  
 ◎2カ所以上から給与等の支払いを受けている方  
 【同族会社の役員またはその他親族等の場合】  
 ◎同族会社からの給与のほかに、次の収入のある方  
 ①同族会社への貸付金の利息  
 ②不動産、動産、営業権などの賃借料  
 ③機械・器具などの使用料

【納税について】  
 納期限は、申告期限と同じ3月16日(月)です(納期限に遅れて納付すると延滞税が掛かる場合があります)。納税には便利な口座振替をご利用ください。

## ●確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される方 給与所得者で確定申告をする必要

【介護保険について】  
 介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。

◎年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方  
 ※確定申告をする必要のない方が還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それも含めて申告しなければなりません。  
 ※還付を受けるための申告は、税務署では2月13日(金)以前でも受け付けています。

## ●公的年金の申告について

平成26年分の公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がありません。この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。ただし、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要のない場合であっても

## ●個人事業者の消費税等について

平成26年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(火)までです。  
 なお、青梅税務署では、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税等の申告書作成会場を次のとおり設置しています。

| 開設期間                          | 受付時間                                  | 相談時間      |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 3月31日(火)まで<br>(土・日曜日、祝日を除きます) | 午前8時30分から<br>午後5時55時まで<br>(提出は午後5時まで) | 午前9時～午後5時 |

## 臨時受付窓口をご利用ください

| 日程               | 時間        | 場所                      |
|------------------|-----------|-------------------------|
| 2月22日(日)・3月1日(日) | 午前9時～午後5時 | 立川税務署<br>(青梅税務署では行いません) |

2月2日(月)から3月31日(火)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(緊急用車両および障がい者用車両は除きます)。お越しの際は、公共交通機関等をご利用になるか、近隣のコインパーキング等のご利用をお願いします。

# 町・都民税の申告受付

所得税および復興特別所得税の確定申告も併せて受け付けます。  
 ※土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、雪害などの雑損控除、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日は除きます)  
 受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時  
 場所 町民会館2階ホール



午前中は大変混みますので、午後の受け付けをお勧めします。混雑具合によっては、早めに受け付けを締め切ることもありますので、ご了承ください。また、申告期間中の役場駐車場は大変混みあいますので、車でのご来場はなるべくお控えください。

2月16日(月)の所得税および復興特別所得税の確定申告受付は、税理士による無料相談になります。  
 受付時間 午前9時～10時30分、午後1時～3時

## 町・都民税の申告をしなければならない方

昨年、町・都民税の申告をしていただいた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。申告書が届かない方は税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

◎給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先で確定申告をされている方)  
 ◎国民健康保険に加入している方

## 所得のなかった方も申告を

申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入しご提出ください。申告されないと、「非課税証明書」の交付を受けられません。

## 申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
- ③社会保険料・生命保険料・地震(長期損害)保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・個人年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を証明できるもの

※医療費控除には必ず領収書が必要ですので、あらかじめ病院「ごとに合計金額を計算しておいてください」。

- ④障害者控除を受ける方は、手帳等証明する書類

問合せ 税務課 TEL 557-7519

出張受付をご利用ください

| 日程      | 場所            | 受付時間                |
|---------|---------------|---------------------|
| 2月4日(木) | 元狭山コミュニティセンター | 午前9時～11時<br>午後1時～4時 |
| 2月5日(木) | 長岡コミュニティセンター  |                     |
| 2月6日(金) | 武蔵野コミュニティセンター |                     |

## 従業員の町・都民税を 給与天引きしてこない 事業者の方へ 特別徴収にご協力を

東京都と都内全62区市町村では、納税しやすい環境づくりのため、オール東京で町・都民税の給与天引き(特別徴収)を推進しています。

法令の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の町・都民税を毎月の給与から特別徴収し、町に納付することになっていきます。特別徴収する税額は町から通知しますので、所得税のような税額計算や、年末調整をする手間は掛かりません。

また、従業員の納付についても利便性が向上しますので、ご理解いただき、特別徴収にご協力をお願いします。



個人住民税PRキャラクター ぜいきりん

問合せ 税務課 TEL 557-7519